

公益社団法人私立大学情報教育協会
平成 30 年度第 1 回電子著作物相互利用事業委員会議事概要

- I. 日 時：平成 30 年 10 月 29 日（月）14：00～16：00
II. 場 所：公益社団法人私立大学情報教育協会会議室
III. 参加者：半田委員長、宮林委員、稲葉委員、渡辺アドバ`イ`（Skype）
事務局：井端事務局長、野本

IV. 検討事項

1. 改正著作権法第 104 条の 13 第 1 項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間に関するパブリックコメントへの対応について検討を行った。
- ・ 9 月に文化庁長官官房著作権課から「教育の情報化の推進のための著作権法改正について」の資料をもとに権利制限規定の見直し、補償金による著作物の公衆送信の円滑化を行うことの説明を受けたことが報告された。
 - ・ 補償金の認可基準の内容をつめている段階で、課題は抛出者の学生や父兄が納得できるもので分野による差を考慮すべきではないかとの意見があった。
 - ・ 審査基準は、遠隔合同授業以外の公衆送信を対象としている。教育機関関係団体からの意見聴取が適切に行われて、補償金の額が適正であると認められることではないか。適正性の審査は料金体系、額の水準について総合的に行う必要がある。
 - ・ パブリックコメントは、賛成するが、その基準となるところを補足する形で提出してはどうか。まだ、具体案が示されていないことから、委員会に提示した認可基準案の意見メモを基本とすることにした。
 - ・ 大学の規模などの違いによって考慮する必要があるのではないか、額も最初は低くすべきではないか、人文・社会科学で分けて考える必要があるのではないか。ただし、分野融合の時は見直しが必要などの意見があった。
 - ・ 著作権者の考え方、教育・大学の権利など整理できてない問題もあるのではないか。例えば、医療系で使う写真について撮った権利者と患者肖像権などの問題も考えられる。
 - ・ パブリックコメントについては、委員会中に更新した「認可基準（案）の意見メモ」を本委員会の委員長名で提出することにした。
2. 電子著作物相互利用事業の進捗確認
電子著作物相互利用システムについて、9 月に未参加校への呼びかけをおこなったことと、参加大学・登録者の状況が確認された。